

山梨県公報

第三百三十四号

令和四年

十一月二十四日

木曜日

目次

○保安林の指定の予定(二件).....	六〇三
公 告	
○県政功績者.....	六〇三
○公共測量の実施.....	六〇四
○公共測量の終了.....	六〇五
選挙管理委員会	
○公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程.....	六〇五
○政治団体の名称等の届出.....	六〇五
教育委員会	
○山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員.....	六〇七

告 示

山梨県告示第二百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡富士川町鹿島字日影八七三の一・八七四・八七五・八七八の二・八七九の一・八八四・八八五(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)、字古屋敷五八四の一、字日影八七二、八七八の一、八八〇の一、八八二の二
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影八七五・八七八の二・八七九の一(以上三筆について次の図に示す部分

に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町万沢字外山八五六八、八六一一、八六一二、八六一三の内一
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字外山八五六八・八六一一・八六一二・八六一三の内一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 県政功績者

山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく令和四年度県政功績者

は、次のとおりである。

令和四年十一月二十四日

山梨県知事 長崎 幸太郎

功績分野	氏名	住所
功績分野	ALAIN DUCASSE	東京都千代田区
特別感謝状	ALAIN DUCASSE	東京都千代田区
地方自治	小林 優 田中 久雄 渡邊 英子 秋山 俊和 石川 壽 海野 利比古 小浦 宗光 近藤 文男 夏八木 盛男 福興 三郎 中込 まさゑ 新藤 満 千野 博 川村 吉則 今村 力 関部 喜彦 塚本 二三重 天野 竹久 中村 哲夫	南都留郡鳴沢村 中央市 北杜市 北杜市 南アルプス市 笛吹市 甲斐市 南巨摩郡早川町 甲州市 南巨摩郡身延町 甲斐市 甲州市 甲斐市 南都留郡西桂町 南都留郡昭和田 中巨摩郡昭和町 西八代郡市川三郷町 甲府市 甲府市 甲府市 甲斐市
産業	北原 兵庫 佐久間 一壽 武田 信彦 桜井 彰一 志村 和也 古屋 匡三	北杜市 南アルプス市 甲府市 北杜市 南都留郡鳴沢村 甲州市

● 公共測量の実施

国際協力	環境	保健衛生	社会福祉	スポーツ	教育文化
雨宮 清	雨宮 正	有田 明美 今井 立史 齊藤 信善 坂本 司 坂本 哲司 平賀 幸弘 古屋 育雄	浅野 伸二 望月 敏子	長田 眞 河口 喜久雄	秋山 教之 大森 きよ子 長田 美紀子 川手 佳彦 向山 富士雄 望月 榮二
山梨市	甲府市	中央市 甲府市 甲府市 甲府市 甲府市 甲府市 南都留郡富士河口湖町	南アルプス市 甲府市	甲府市 甲府市	甲府市 南巨摩郡富士川町 南都留郡山中湖村 南アルプス市 斐崎市 大月市
					秋山 仙一 大竹 敏彦 大村 友子 小池 一夫 西名 武洋 浅野 正一
					南アルプス市 甲州市 甲州市 甲府市 甲府市 甲州市

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により市川三郷町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（空中写真測量 デジタル数値撮影）

二 測量の地域 市川三郷町全域

三 測量の期間 令和四年十一月十八日から令和五年三月二十四日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十一月二十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（道路管理）

二 測量の地域 富士・東部建設事務所吉田支所の所管区域全域

三 測量の期間 令和四年四月二十五日から令和四年十月三十一日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第二号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和四年十一月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項ただし書を削る。

第三号様式その一（候補者・推薦届出者用）（備考）二及び同様式その二（候補者届出政党用）（備考）二中「木板又は金属板により」を削る。

第六号様式（備考）2中「にした木板又は金属板により」を「とし、」に改める。

第七号様式の四その一備考4(2)中「15, 800円」を「16, 100円」に改める。

第七号様式の五備考4(2)イ中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式備考4(2)ロ中「375, 500円+5円2銭」を「386, 500円+5円18銭」に改める。

第七号様式の六備考4(2)イ中「310, 500円+525円6銭」を「316, 250円+541円31銭」に改め、同様式備考4(2)ロ中「573, 030円+27円50銭」を「586, 905円+28円35銭」に改める。

第八号様式その一（別紙二の1）中「15, 800円」を「16, 100円」に改め、同様式その二（別紙）備考2(1)中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その二（別紙）備考2(2)中「375, 500円+5円2銭」を「386, 500円+5円18銭」に改め、同様式その三（別紙）備考2(1)中「310, 500円+525円6銭」を「316, 250円+541円31銭」に改め、同様式その三（別紙）備考2(2)中「573, 030円+27円50銭」を「586, 905円+28円35銭」に改める。

第十八号様式備考2中「した木板又は金属板による」を「する」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

令和四年十一月二十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

清水いつせい応援会	清水一成	後藤沙織	甲府市青沼二二〇一五	令和四年十一月一日	令和四年十一月一日
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧	参政党山梨支部	高山裕司	山下葉瑠香	甲府市宝一―二五―八	令和四年九月二十八日	令和四年十月十七日
新	自由民主党山梨県第一選挙区支部	渡邊知彦	金井美和	中巨摩郡昭和町清水新居二二二―一	令和四年十月十四日	令和四年十月十四日
旧	なかに真一後援会(真勇会)		古郡拓也		令和四年十月十四日	令和四年十月十四日
新	未来研究フォーラム		古郡拓也		令和四年十月十四日	令和四年十月十四日
旧	小俣光吉後援会		玉木武彦	富士吉田市新屋一―六―七	令和三年十一月八日	令和四年十月十四日
新			古郡拓也		令和三年十一月八日	令和四年十月十四日
旧	久保真一後援会 真友会	久保るり子	薬袋且典		令和三年十二月二十日	令和四年十月三十一日
新		大原英幸			令和三年十二月二十日	令和四年十月三十一日
旧	幸正会	鷹野和行	寺本正文		令和四年十一月六日	令和四年十一月八日
新		臼井真理子			令和四年十一月六日	令和四年十一月八日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

山梨県藤井基之薬剤師後援会	内藤貴夫	植松俊彦	甲府市富士見一―二―四	令和四年十月三日	令和四年十一月一日
名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
久保真一後援会 真友会	久保るり子	久保るり子	西八代郡市川三郷町市川大門九二三	令和三年十二月三十一日	令和四年十月三十一日

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員
令和五年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のと
おり定める。

令和四年十一月二十四日

山梨県教育委員会

教育長 手 島 俊 樹

十一日

一日

令和5年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計	前期募集人員	計
北 杜	普通科	80	174	32	79
	うち理数コース	[25]		[10]	
	総合学科	94		47	
韭 崎	普通科	196	226	58	67
	文理科	30		9	
韭崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	154	154	53	53
甲府第一	普通科	160	220	24	39
	探究科	60		15	
甲府西	普通科	200	200	50	50
甲府南	普通科	188	228	28	40
	理数科	40		12	
甲府東	普通科	240	240	24	24
	うち理数コース	[40]		[4]	
甲府工業	機械科	80	280	40	140
	電気科	80		40	
	建築科	40		20	
	土木科	40		20	
	電子科	40		20	
甲府城西	総合学科	250	250	112	112
甲府昭和	普通科	228	228	45	45
農 林	システム園芸科	29	146	14	71
	森林科学科	29		14	
	環境土木科	29		14	
	造園緑地科	29		14	
	食品科学科	30		15	
巨 摩	普通科	195	195	78	78
	うち理数創造コース	[40]		[16]	
白 根	普通科	130	130	52	52
	うち文理コース	[30]			
青 洲	普通科	140	270	42	94
	※工業科(機械工学科・土木工学科)	60		24	
	※商業科(ビジネス探究科・ビジネス情報科)	70		28	
身 延	総合学科	80	80	40	40
笛 吹	普通科	80	230	24	99
	食品化学科	30		15	
	果樹園芸科	30		15	
	総合学科	90		45	
日 川	普通科	200	200	70	70
山 梨	普通科	142	142	42	42
	うち英理総合コース	[30]			
塩 山	普通科	70	116	28	46
	うち英数コース	[25]		[10]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	46		18	

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計	前期募集人員	計
都 留	普通科	180	180	36	36
上 野 原	総合学科	96	96	19	19
都留興譲館	普通科	80	201	24	59
	英語理数科	25		7	
	※工業科(機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	96		28	
吉 田	普通科	200	240	40	46
	理数科	40		6	
富士北稜	総合学科	234	234	81	81
富士河口湖	普通科	160	160	32	32
甲府商業	商業科	165	260	82	129
	情報処理科	95		47	
甲 陵	普通科	80	80	※	※
合 計			5,160		1,643

(注)1 定員欄及び前期募集人員欄の[]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

3 青洲高校は、工業科二学科、商業科二学科をそれぞれ一括して募集する。

4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。

5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

6 甲陵高校は、県立高校(甲府商業を含む)とは異なる独自方式による入試を実施する。同校の前期募集人員は、甲陵高校が定める。

○隣接都県募集

学 校 名	対象都県	学 科 ・ コ ー ス	定員の上限
北 杜	長野県	普 通 科	7
		普通科理数コース	3
		総 合 学 科	20
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
北 杜	総 合 学 科	3	3
韮 崎 工 業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	一括募集 6	6
甲 府 工 業	機 械 科	2	7
	電 気 科	2	
	電 子 科	1	
	建 築 科	1	
	土 木 科	1	
農 林	システム園芸科	5	5
	森 林 科 学 科		
	環 境 土 木 科		
	造 園 緑 地 科		
	食 品 科 学 科		
甲 府 商 業	商 業 科	8	8
	情 報 処 理 科		
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)1「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

3 農林高校は、農業科五学科の合計に定員を定めて募集する。

4 甲府商業高校は、商業科二学科の合計に定員を定めて募集する。

【定時制課程】

学 校 名	昼夜別	学 科 名	定 員	計	
韭 崎	昼	普 通 科	40	40	
甲府工業	夜	※工業科(機械科・ 電気科・建築科)	120	120	
巨 摩	夜	普 通 科	40	40	
山 梨	夜	普 通 科	40	40	
都 留	夜	普 通 科	40	40	
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
			情報経理科	40	
	夜	夜間部	普 通 科	20	
			情報経理科	20	
		普 通 科	30		
ひばりが丘	昼	情報経理科	30	90	
		普 通 科	30		
	夜	普 通 科	30		
合 計				570	

(注) 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計	第1期募集人員	計
中 央	普 通 科	180	200	108	120
	衛生看護科	20		12	

令和5年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学 科 (コ ー ス) 名	定 員
盲	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
		保健理療科	8
		専攻科・保健理療科	8
専攻科・理療科	8		
ろう	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
甲府支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
あけぼの支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
わかば支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
かえで支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	48